

契約でこれらの要素の大枠は決まっているとしても、そのなかの詳細は顧客が自由に決定または変更することができるとは、契約上の規定はサプライヤーにとっての防衛的な権利にすぎない可能性があり、顧客のみが資産を稼働する権利を有して

いるといえる可能性がある。
(3) リースの識別に関するフローチャート
前記「(1)特定された資産」、「(2)支配」の評価を行うにあたり、本公開草案の設例1において前頁図表4の

フローチャートが示されている。実際に契約がリース、あるいはリースを含むかの判定を行うにあたっては、当フローチャートを参照することで公開草案の内容の理解の際に有用である。

の要件も満たす場合、業務委託契約にリースを含むと判断される可能性がある。本公開草案における設例では、貨物輸送業者であるサプライヤーと物品の輸送を依頼する顧客との間で締結された、鉄道車両による物品輸送の契約が紹介されている(図表5)。

第2章

手戻りを防ぐプロジェクト体制を リースの識別における 事前準備の留意点

【この章のエッセンス】

●本公開草案におけるリースの定義を関係者に十分に周知したうえで、適用準備を進めることが重要である。

●リースの識別は本公開草案を適用する際の最上流にある検討事項であるため、手戻りを防止するために網羅的に検討を行うことができればプロジェクト体制を組むことが重要である。

実務上の留意点

現行基準ではリースとして認識されていなかった契約でも、本公開草案におけるリースの定義を満たす場合には、リースとして本公開草案に従って会計処理することが要求されることとなる。このような、いわゆる「実質リース」となり得る契約を洗い出すにあたり参考となる事例を、以下で解説する。

(1) 鉄道車両

業務委託契約は、現行基準においてはその法的形式がリース契約、賃貸契約、あるいはレンタル契約ではない場合にはリースには該当しないものとして、発生時に費用処理されているケースが多いと想定される。ただし、業務委託契約の種類や契約条件によっては、資産が特定されていると判断される場合がある。そのような契約で、本公開草案で示されているリースの定義のその他

(2) 電力

主に製造業など(顧客)において、電力会社(サプライヤー)との間で電力購入契約が締結されている事例がある。顧客においては当該費用を現状は「光熱費」として計上していることが想定されるが、当該費用につき、本公開草案では契約条件によってはリースに該当すると判断される可能性がある。

本公開草案における設例では、図表6が紹介されている。いずれも資産は特定されており、また、発電される電力のすべてを顧客が購入することから、顧客が経済的利益のほとんどすべてを享受すること、および特定された資産の稼働権はサプライヤーにあることが前提となっている。

(3) ネットワーク・サービス

ネットワーク・サービスに係る契